

エコアクション21 環境活動レポート

(平成23年7月～平成24年6月)

平成24年7月30日

株式会社 セルコ

目 次

	頁
環境方針	1
1 . 組織の概要	3
2 . 取組の対象範囲	4
3 . 環境活動レポートの対象期間	4
4 . 環境目標	5
5 . 環境活動計画	6
6 . 環境目標の実績	7
7 . 環境活動計画の取組結果と評価、次年度の取組内容	10
8 . 環境関連法規等の遵守状況	17
9 . 代表者による見直し	18

環 境 方 針

株式会社セルコ（以下「セルコ」とする）は、環境・情報のコンサルティング業務を長年にわたり行ってきました。

セルコの事業活動自体が環境保全に資する技術コンサルティング業務で、日々の事業活動の実施と環境保全活動を一体的に行うことを第一に考えています。

セルコは、事業活動を通じて、従業員の高等な専門的応用能力と相互の組織的協力により、新しい価値の創造と社会的・科学技術的・経済的な成果の達成を図り、従業員の豊かな生活の実現、資本提供者の社会的満足度の高揚に貢献するとともに公益の確保と環境の保全を全社一体となって取り組みます。

< 行 動 指 針 >

セルコは、環境方針を実現するために、全従業員一人ひとりが環境に配慮して行動します。このためエコアクション 21 を取り入れ事業活動を推進します。

事業活動を行うに当たり、行動指針を以下に示します。

事業活動を通じて、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現に寄与します。

事業活動に関連する諸法令を遵守するとともに、高い職業倫理観をもって環境に配慮した事業活動を行います。

行政機関の環境保全施策、企業・地域の環境改善活動に積極的に参画し、社会貢献活動に取り組みます。

事務所に係わるエネルギー（電気）、水の使用量、ごみの排出量の削減、紙のリサイクル、グリーン購入に努めます。

社員一人ひとりの自主的活動で推進します。

制定日 平成 22 年 10 月 1 日

株式会社 セルコ

代表取締役 赤 澤 豊

セルコのエコアクション21の取組の目的と活用について

- ・現代社会では、地球環境問題をはじめ、少子化・高齢化、教育・文化、防災などさまざまな問題を抱え、企業も個人も社会貢献をすることが求められている時代であり、主体的、自律的に取り組んでいくことが求められている。
- ・地球の未来のために、持続可能な社会に向けて低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を構築することが必要であり、あらゆる主体が積極的に環境への取組を行うことが不可欠である。
- ・セルコは、エコアクション21に取り組むことにより、環境を主体としたコンサルティングを業務としており、会社はもとより各個人が自主的かつ積極的に環境への取り組むことを可能とする。
- ・環境活動などの社会的貢献活動を行うことが社会的認知を受けるために必須であり、エコアクション21認証・登録を行うものである。
- ・エコアクション21の取り組む仕組みによりPDCAサイクルを定着させ、業務をより効率的、効果的に行うものとする。

1. 組織の概要

(1) 事業所名及び代表者氏名

株式会社セルコ
代表取締役社長 赤澤 豊

(2) 所在地

東京都渋谷区渋谷二丁目5番2号

(3) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

環境管理責任者：経営戦略本部技術部長 牧嶋 正身

連絡先：〒150-0002 東京都渋谷区渋谷二丁目5番2号
TEL 03-3406-1726 FAX 03-3406-1595

(4) 事業活動の内容

「情報通信」、「映像・出版」、「環境・建設」分野を網羅するコンサルティングサービスを提供しています。

(5) 事業規模

設 立：昭和55年4月1日
資本金：1,000万円
従業員数：28人（平成24年6月末現在）
床面積：218.22m²
売上高：220百万円（平成24年6月期）

2. 取組の対象範囲

(1) 取組の対象組織

取組の対象は全組織、全従業員とし、全社的に取り組めます。

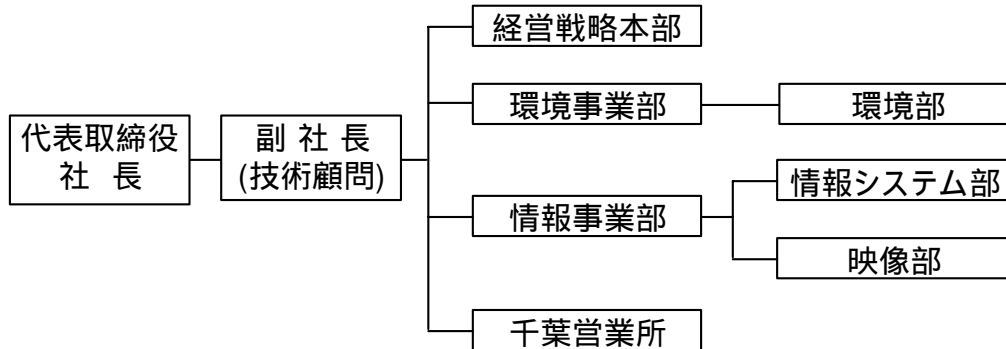


図 2-1 取組の対象組織図

(2) 対象組織の活動内容

各組織の活動内容は、以下に示すとおりです。

表 2-1 各組織の活動内容

組 織		活 動 の 内 容
経営戦略本部		総務、経理、営業、業務の技術的な支援・指導
環境事業部	環境部	環境アセスメント調査、環境保全計画調査、生物・生態系に関する現況調査、市民参加型調査、自然環境保全計画・生物生態系保全計画の策定と施設の設計、河川・湖沼・海岸・港湾・埋立に関する環境整備計画等の策定と設計、公園整備計画の策定と施設の設計、地域振興計画・漁業振興計画・リゾート開発計画の策定
情報事業部	情報システム部	システム開発、データベース開発、データ入力作業、インターネット・サーバ運営、ホームページ企画制作、ホームページデザイン等
	映像部	広報ビデオの企画制作、ポスター・会社案内・リクルート・パンフレット等の企画制作、イベント・プロデュース、展示物の企画・制作等
千葉営業所		千葉県内の営業・情報収集

3. 環境活動レポートの対象期間

環境活動レポートの対象期間は、平成 23 年 7 月から平成 24 年 6 月までとします。

4 . 環境目標

(1) 中長期目標

取組年度は平成 22 年 7 月から平成 25 年 6 月までの 3 年間とし、以下を目標とします。

社会の変化に対応できる体制の構築と事業活動の活性化を図り、環境保全活動を推進します。

従業員の資質の向上と能力開発を行います。

高度情報化された管理システムを構築し、作業の効率化を図り、事業活動の省エネルギー化に努めます。

事業活動を通じ公益の確保と環境の保全に貢献します。

事務所に係わるエネルギー（電気）、水の使用量、ごみの排出量の削減、紙のリサイクル率の向上、グリーン購入に努めます。

(2) 平成 23 年度目標

平成 23 年度目標は、中長期目標にしたがい、平成 22 年度目標と同様とし、以下のように設定します。特に、東日本大震災による電力不足が見込まれることから、いっそうの節電に努めるものとします。

生物多様性の保全等環境保全に寄与する活動を積極的に行います。

従業員に技術士、情報処理技術者等の資格取得を奨励します。

従業員の資質向上等を図るため部内勉強会の実施や講演会等に参加するよう従前にもまして計画的に取り組みます。

従業員が地域等の環境保全活動に年 1 回以上参加するように取り組みます。

ホームページによる事業活動の情報提供をより分かり易く、内容の充実を図ります。

事務所に係わるエネルギー（電力）、水の使用量、ごみの排出量の削減、紙のリサイクル率の向上、グリーン購入に努めます。

5. 環境活動計画

事業活動と環境への取組は、以下のとおりです

表 5-1 事業活動と環境への取組

事業活動と環境配慮	環境への取組	
	環境に有益な取組	環境負荷を低減する取組
提供する製品・サービスにおける環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動を通じて、主に生物多様性の保全など自然共生社会の実現に寄与する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書の電子化に努める ・従業員の教育 ・地域活動、社会貢献活動の取組 ・環境保全、生物多様性保全等の啓発活動や情報のホームページ等による提供
事業活動における環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の情報を共有化し、作業の効率化を図る ・事務用品等のグリーン購入 ・再生紙の使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー(電気)の使用量の削減 ・水の使用量の削減 ・廃棄物の排出量の削減 ・可燃ゴミ中のコピー用紙等紙類のリサイクル ・化学物質の適正管理

平成 23 年度の活動計画は、以下のとおりです。

表 5-2 平成 23 年度の活動計画

環境目標達成のための具体的方策
(1) 事業活動を通じた、主に生物多様性の保全など自然共生社会の実現への寄与 「一般社団法人 生物多様性保全協会」の活動支援
(2) 従業員の教育 技術士、シビルコンサルティングマネージャ、情報処理技術者等の資格取得を奨励 部内勉強会の実施や講演会等への参加
(3) 地域の環境活動等への参加や環境保全等の活動状況の情報発信、普及啓発 調布市多摩川自然情報館で実施するイベントや 地域の環境保全活動等に参加 多摩川(調布市多摩川自然情報館周辺)の基礎データの収集整理 HPの商品サイトの構築 こども環境白書の普及促進
(4) 電気の有効利用と使用量の削減(日常管理) エアコンの設定温度を夏 28、冬 20 を標準とする。 無人スペースの消灯
(5) 廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理の実施(日常管理) 分別の徹底を図り、新聞紙・書籍類・用紙等をリサイクルすることにより、可燃ゴミの減量を図る。 粗大ゴミの減量化 家電リサイクル法、資源有効利用促進法にしたがい適正に処理する。できるだけ長期使用する。 グリーン購入 事務用品等は、エコマークやグリーン購入法適合商品の表示してあるものを努めて購入する。 ホルマリンの使用・管理は、暗所に施錠管理、保管場所の表示、出し入れ数量管理、棚卸(1回/年)を行う。廃棄は、東京都廃棄物条例、毒物・劇物取締法にしたがい適正に処理を行う。

6. 環境目標の実績

事務所に係るエネルギー使用量（購入電力）、水使用量の削減、一般廃棄物（可燃ゴミ）の減量化とリサイクル（不用コピー用紙等）に努めています。

基準年となる平成21年度の実績及び環境活動の取組を実施した平成22年度～平成23年度の実績を表6-1に示します。

表6-1 基準年となる平成21年度の実績及び
環境活動の取組を実施した平成22年度～平成23年度の実績

項目	年度	平成21年度 (平成21年7月～平成22年6月)		平成22年度 (平成22年7月～平成23年6月)		平成23年度 (平成23年7月～平成24年6月)		
		基準年	実績	前年度比	実績	基準年比	前年度比	
二酸化炭素排出量	Kg-CO ₂ /年	28,260	27,336	97%	23,901	85%	87%	
電気使用量	kWh/年	67,607	65,376	97%	57,148	85%	87%	
都市ガス	Nm ³ /年	-	4	-	6	-	150%	
水使用量	m ³ /年	441	376	85%	312	71%	83%	
コピー用紙の 購入量	普通紙	kg/年	898	385	43%	200	22%	52%
	再生紙	kg/年	130	279	215%	762	586%	273%
	合計	kg/年	1,028	664	65%	961	93%	145%
一般廃棄物(可燃ゴミ)排出量	kg/年	-	803	-	699	-	87%	
紙のリサイクル量	kg/年	-	762	-	485	-	64%	

注：二酸化炭素排出係数は、東京電力 0.418kg-CO₂/kWh(平成21年12月28日 環境省)を用いた
平成22年度の一般廃棄物（可燃ゴミ）排出量、紙のリサイクル量は、平成22年10月～平成23年6月の9ヶ月の実績

(1) 電気使用量及び二酸化炭素排出量

電気使用量は、平成23年度では5.7万kWh/年で、基準年(平成21年度)の6.8万kWh/年より1.1万kWh(約15%)削減されました。

二酸化炭素排出量は、平成23年度では約24t-CO₂/年で、基準年(平成21年度)の約28t-CO₂/年より4t-CO₂/年(約15%)削減されました。

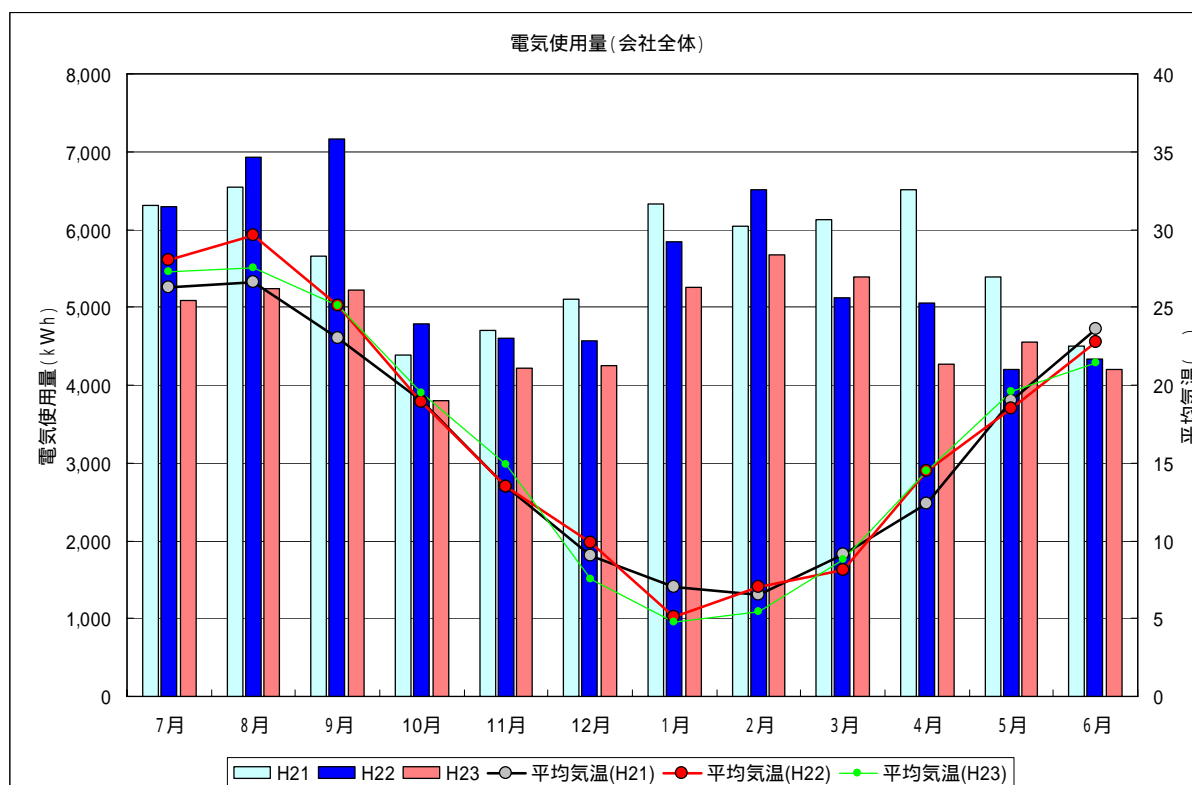


図6-1 月別電気使用量の推移

注：平均気温は気象庁東京管区气象台（大手町）の観測結果

(2) 水使用量

水使用量は、平成 23 年度では 312m^3 / 年で、基準年(平成 21 年度)の 441m^3 / 年より約 130m^3 / 年(約 30%)削減しました。

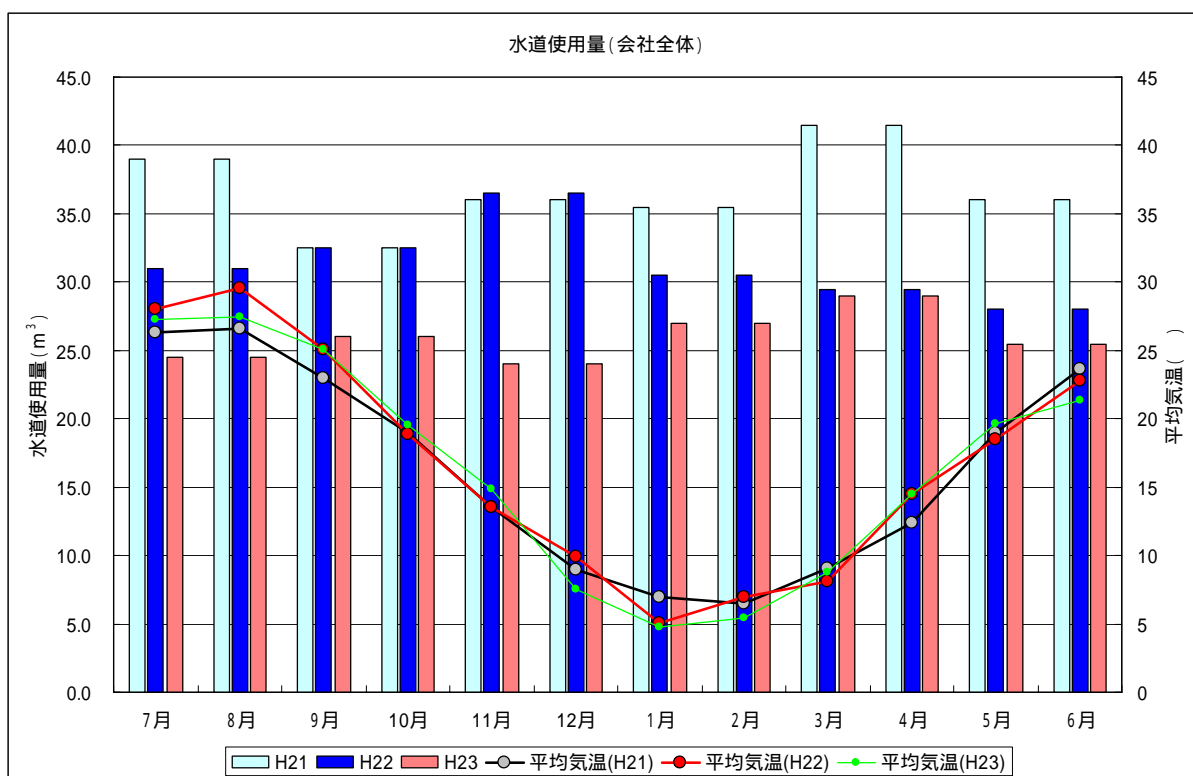


図 6-2 月別水使用量の推移

注：平均気温は気象庁東京管区气象台（大手町）の観測結果

(3) 一般廃棄物（可燃ゴミ）の減量化と紙のリサイクル

コピー用紙の購入量は、平成 23 年度では 961kg / 年で、基準年(平成 21 年度)の $1,028\text{kg}$ / 年より 67kg / 年(7%)減少しました。また、前年度(平成 22 年度)に比べ 300kg / 年増加しましたが、再生紙の利用は、平成 23 年度では平成 21 年度の約 6 倍、平成 22 年度の約 2 倍に増加し、購入量全体の約 80%に増えました。

可燃ゴミの排出量及び紙のリサイクル量について、可燃ゴミ中に不用コピー用紙の混入が目立つことから平成 22 年 10 月より計量を実施しました。分別した不用コピー用紙は自治会集荷場に出しました。

平成 23 年度では可燃ゴミの排出量が 699kg / 年、紙のリサイクル量が 494kg / 年、リサイクル率は約 41%で、平成 22 年 10 月から平成 23 年 6 月の 9 ヶ月間のリサイクル率約 49%より減少しましたが、可燃ゴミ（不用

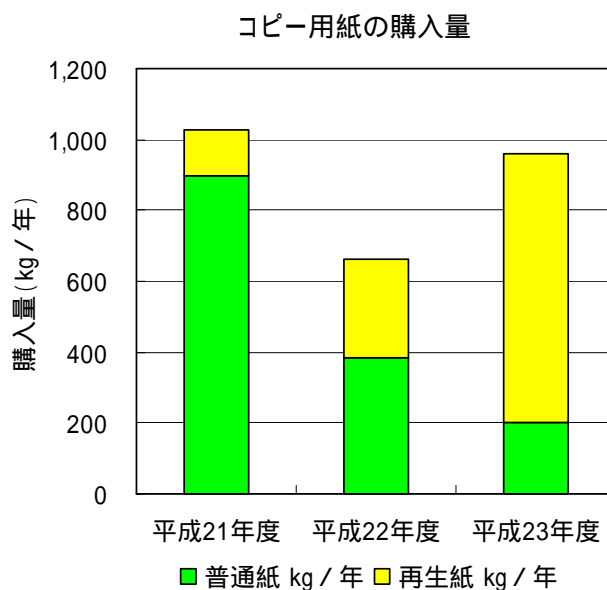
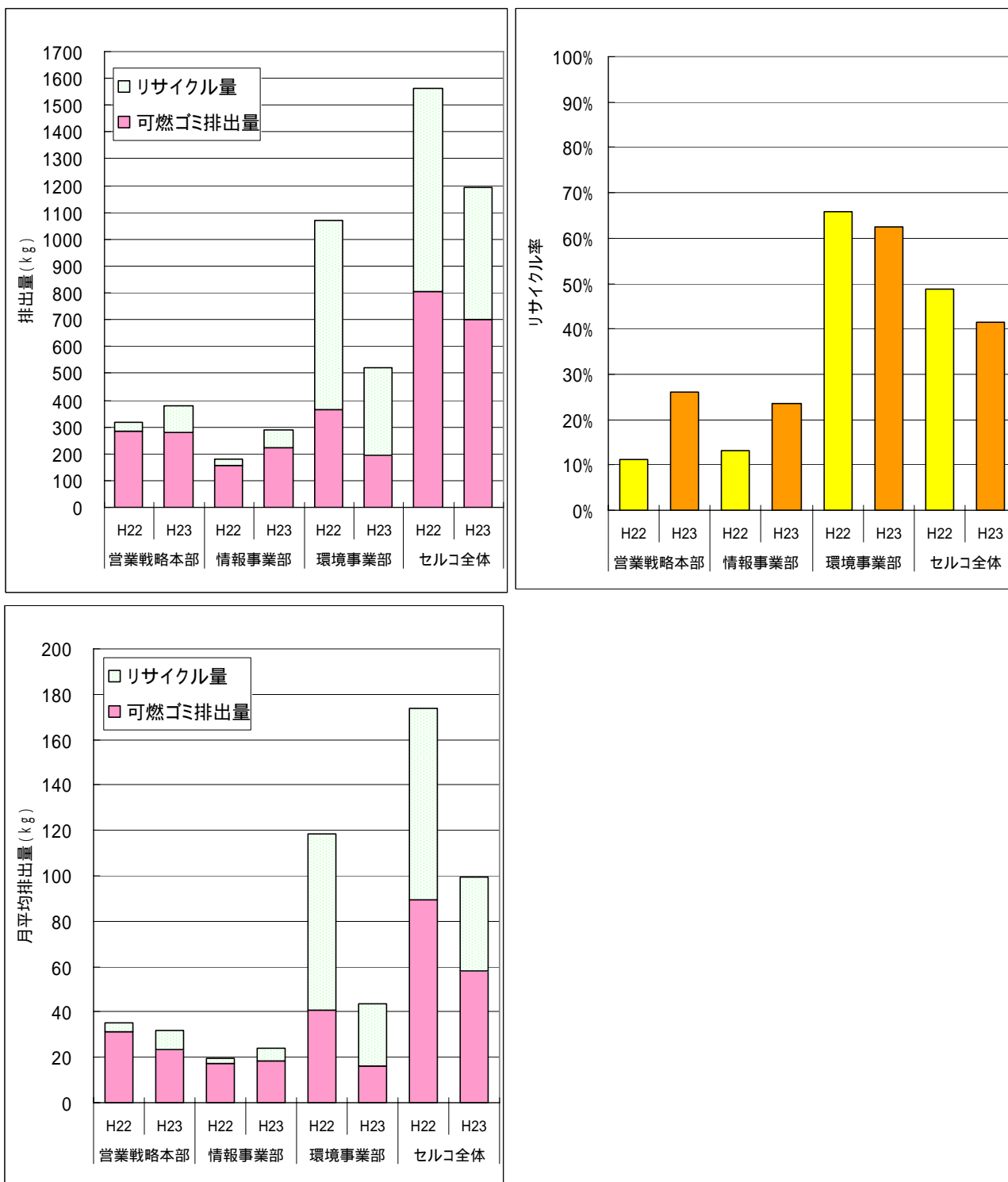


図 6-3 コピー用紙購入量の推移

コピー用紙を含む)の月当たりの発生量は、平成23年度の約99kg/月と平成22年度の173kg/月の約57%と大幅に減量しています。



平成22年度の一般廃棄物(可燃ゴミ)排出量、紙のリサイクル量は、平成22年10月～平成23年6月の9ヶ月の実績

図6-4 可燃ゴミ中の不用コピー用紙のリサイクル率

7. 環境活動計画の取組結果と評価、次年度の取組内容

(1) 環境活動計画の取組結果と評価

環境活動計画	2011 年度目標	2011 年度実績	評価
(1) 主に生物多様性の保全など自然共生社会の実現への寄与	「一般社団法人 生物多様性保全協会」の活動支援	生物多様性保全協会の予定していたサイエンスアゴラ 2011 出展、多摩川外来植物駆除活動 3 回を支援し、一定の成果を得た。	
(2) 従業員の教育	技術士、情報処理技術者等の資格取得を奨励	資格取得者はいなかった。従業員の 20%程度が資格取得にチャレンジしている。	
	部内勉強会の実施や講演会等への参加	学会誌の精読、講演会等への参加をしているが、少数である。	
(3) 地域の環境活動等への参加と環境保全等の活動状況等の情報発信、普及啓発	調布市多摩川自然情報館で実施するイベントへの参加や地域の環境保全活動等に参加	従業員にイベント開催、内容の案内をメールで行い参加を促しているが、参加者は少ない。 居住地の側溝清掃等の自治体活動に数人が参加。	
	多摩川(調布市多摩川自然情報館周辺)の生物基礎データの収集整理	多摩川で生物調査を実施し、基礎データを収集整理している。	
	H P の商品サイトの構築	設計からオープンまでの段階は 2011 年 7 月までに完了済。環境部のコンテンツ完成をもって 8 月中に全ページを公開する予定。	
	こども環境白書の普及促進	案内をホームページに掲載し、チラシを作成し、自治体、学校、企業等へ送付を実施した。平成 24 年 6 月末現在の頒布数は 17,231 冊(イベント等 415 冊配布含む)で目標の 30,000 冊頒布の 57%であり、7 月以降も引き続きイベント等での配布を含め、普及・販売活動を進めていく必要がある。	
(4) 電気の有効利用と使用量の削減(日常管理)	夏のエアコンの設定温度：28、冬の暖房温度：20 を標準とする。	電気使用量は、東日本大震災に伴う原子力発電の停止による節電もあり、基準年(平成 21 年度)の約 85%、前年度の 87%と 1 割強削減された。	
	無人スペースの消灯		
(5) 廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理の実施(日常管理)	分別の徹底を図り、新聞紙・書籍類・用紙等はりサイクルすることにより、可燃ゴミの減量を図る。	コピーは、両面印刷、2 枚 1 印刷、裏紙の使用等を行った結果、コピー用紙の購入量は、平成 23 年度では 961 kg / 年で、基準年(平成 21 年度)の 1,028 kg / 年より 67 kg / 年(7%)減少した。また、前年度(平成 22 年度)に比べ 300kg / 年増加したが、再生紙の利用は、平成 23 年度では平成 21 年度の約 6 倍、平成 22 年度の約 2 倍に増加し、購入量全体の約 80%に増えた。	
	粗大ゴミ等の減量化	今年度は、粗大ゴミ等の排出はなかった。	
	事務用品等は、エコマークやグリーン購入法適合商品の表示してあるものを努めて購入する。	再生紙の利用は、平成 23 年度では平成 21 年度の約 6 倍、平成 22 年度の約 2 倍に増加し、購入量全体の約 80%に増えた。	
	ホルマリンは、暗所に施錠管理、出し入れ数量管理、棚卸(1 回 / 年)を行う。 廃棄は、廃棄物処理法等にしたがい適正に処理を行う。	ホルマリンは、適正に管理をした。 また、廃液は発生していない。 事故及び緊急時の対応の訓練が未実施なので実施すること。	

(2) 主な環境活動の概要

1) 「一般社団法人 生物多様性保全協会」の活動支援

多摩川の外来生物駆除イベントの支援

多摩川の外来生物駆除のイベント（主催：一般社団法人生物多様性保全協会、共催：調布市（環境政策課・調布市多摩川自然情報館））が3回実施され、活動支援を環境事業部が主体となり行いました。

< イベント開催日 >

平成 23 年 8 月 17 日（土）午前 10 時～正午

平成 23 年 11 月 3 日（木・祝）午前 10 時～正午

平成 24 年 6 月 16 日（土）午前 10 時～正午

多摩川の外来植物駆除

～守ろう多摩川のいきもの～

平成 17 年、外来生物法が制定されました。この法律の目的は、特定外来生物による被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することです。

現在、多摩川には様々な外来植物が生育しており、在来の植物の生育環境が減ってしまいました。



特定外来植物により被圧される在来の植物（イメージ）

この度、一般社団法人生物多様性保全協会と調布市（環境政策課・調布市多摩川自然情報館）は、多摩川の生物多様性を保全するために、生態系に悪影響を及ぼす特定外来生物であるオオキンケイギクやアレチウリの駆除を行います。

この取り組みを継続することにより、市民の皆様にも外来種について考えるきっかけを提供し、多摩川の生物多様性を保全してゆきたいと考えております。



調布市の多摩川に生育する特定外来植物



アレチウリの駆除方法説明



アレチウリの駆除状況



オオキンケイギクの駆除状況



駆除した外来植物

2) こども環境白書の普及促進

省エネルギー・省資源、廃棄物削減、生物多様性保全等について多くの人に知ってもらい、取り組んでもらうために、環境省委託業務で作成したこども環境白書の普及促進、実費頒布を12月より行っています。

案内をホームページに掲載し、チラシを作成し、自治体、学校、企業等へ送付を実施しています。平成24年6月末現在の頒布数は17,231冊（イベント等415冊配布含む）で目標の30,000冊頒布の57%でした。



ホームページによるこども環境白書の案内

(<http://www.serco.co.jp/kodomo.html>)



作成したチラシ

(3) 環境への取組による改善点

環境への取組の自己チェックリストについては、業務に関連がある以下の項目を追加し、チェックを行っています。

- ・環境保全、生物多様性の保全に寄与するコンサルティング業務を積極的に実施している。
- ・環境改善、生物多様性の保全の啓発活動を積極的に実施している。

環境への取組の自己チェックリストのチェックの結果、総合得点が、122/168(平成 24 年 3 月 10 日実施)と取組開始時の 91/168(平成 22 年 10 月 16 日実施)より 31 ポイント、平成 22 年度末の 113/168(平成 23 年 7 月 10 日実施)より 9 ポイントの改善がみられました。

改善がみられた事項は以下の項目です。

省資源では、両面、集約等の機能を活用したコピー。

廃棄物等の排出抑制、リサイクル、適正処理では、発生したごみの可能な限りの圧縮等による減量。

評価項目	評価 得点	チェック時の結果		
		平成22年10月	平成23年7月	平成24年3月
1. 事業活動へのインプットに関する項目 (小計)	76	49	59	61
1) 省エネルギー	48	35	37	40
2) 省資源	16	10	14	14
3) 水の効率的利用及び日常的な節水	6	3	3	3
4) 化学物質使用量の抑制及び管理	6	1	5	4
2. 事業活動からのアウトプットに関する項目 (小計)	26	13	17	23
1) 温室効果ガスの排出抑制、大気汚染等の防止	2	0	0	1
2) 廃棄物等の排出抑制、リサイクル、適正処理	24	13	17	22
3. 製品及びサービスに関する項目 (小計)	38	18	23	24
1) グリーン購入(環境に配慮した物品等の購入、使用等)	12	5	5	6
2) 製品及びサービスにおける環境配慮	26	13	18	18
4. その他 (小計)	28	11	14	14
1) 生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組	2	0	0	0
2) 環境コミュニケーション及び社会貢献	26	11	14	14
総合得点	168	91	113	122

(4) 次年度の取組内容

1) 平成 24 年度目標

平成 24 年度目標は、中長期目標にしたがい、平成 22 年度目標と同様とし、以下のよう
に設定します。

ホームページによる事業活動の情報提供をより分かり易く内容の充実を図ります。
従業員が地域の環境保全活動等に年 1 回以上参加するように取り組みます。

従業員に技術士、シビルコンサルティングマネージャ、情報処理技術者等の資格取得を奨励します。

従業員の資質向上等を図るため部内勉強会の実施や講演会等に参加するように従前にもまして計画的に取り組みます。

生物多様性の保全等環境保全に寄与する活動を積極的に行います。

事務所に係わるエネルギー（電力）、水の使用量、ごみの排出量の削減、紙のリサイクル率の向上、グリーン購入に努めます。

2) 環境活動計画

主に生物多様性の保全など自然共生社会の実現への寄与

	環境目標達成のための具体的方策	実行責任	対象	期 間
1	「一般社団法人 生物多様性保全協会」の活動支援	環境事業部 経営戦略本部	全員	実施：H24 年 7 月 ～ H25 年 6 月

従業員の教育及び地域の環境活動等への参加

	環境目標達成のための具体的方策	実行責任	対象	期 間
2	地域の環境保全活動等に参加	各部長、 各事業部の 研修担当	全員	実施：H24 年 7 月 ～ H25 年 6 月
3	調布市多摩川自然情報館で実施するイベントへの参加、基礎データの収集	環境事業部	全員	実施：H24 年 7 月 ～ H25 年 6 月
4	技術士、シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）、情報処理技術者等の資格取得を奨励（各事業部が年間計画を作成）	各部長、 各事業部の 研修担当	全員	実施：H24 年 7 月 ～ H25 年 6 月
5	部内勉強会の実施や講演会等への参加（各事業部が年間計画を作成）	各部長、 各事業部の 研修担当	全員	実施：H24 年 7 月 ～ H25 年 6 月

環境保全等の活動状況等の情報発信、普及啓発

	環境目標達成のための具体的方策	実行責任	対象	期 間
6	HPの商品サイトの構築	情報システム部	全員	実施：H24 年 7 月 ～ H25 年 6 月

電気の有効利用と使用量の削減（日常管理）

	環境目標達成のための具体的方策	実行責任	対象	期 間
7	夏のエアコンの設定温度を 28 、冬の暖房温度を 20 を標準とする。	各事業部の施設管理担当	全員	実施：H24 年 7 月 ～ H25 年 6 月
8	無人スペースの消灯	各事業部の施設管理担当	全員	実施：H24 年 7 月 ～ H25 年 6 月

廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理の実施（日常管理）

	環境目標達成のための具体的方策	実行責任	対象	期 間
9	撮影編集業務におけるファイルベース化の推進（テープ使用率を 100%から 50%へ）	映像部	映像部	実施：H24 年 7 月 ～ H25 年 6 月
10	分別の徹底を図り、新聞紙・書籍類・用紙等はリサイクルすることにより、可燃ゴミの減量を図る。	各事業部の施設管理担当	全員	実施：H24 年 7 月 ～ H25 年 6 月
11	粗大ゴミの減量化 家電リサイクル法、資源有効利用促進法に従い適正に処理する。できるだけ長期使用を行う。	各事業部の施設管理担当	全員	実施：H24 年 7 月 ～ H25 年 6 月
12	グリーン購入 事務用品等は、エコマークやグリーン購入法適合商品の表示してあるものを努めて購入する。	各事業部の事務用品担当	全員	実施：H24 年 7 月 ～ H25 年 6 月
13	ホルマリンの使用・管理は、暗所に施錠管理、保管場所の表示、出し入れ数量管理、棚卸（1 回 / 年）を行う。事故及び緊急時の対応の訓練の実施。 また、廃棄は、東京都廃棄物条例、毒物・劇物取締法にしたがい適正に処理を行う。	環境事業部	環境事業部	実施：H24 年 7 月 ～ H25 年 6 月

8. 環境関連法規等の遵守状況

環境関連法規等の遵守状況は、次表に示すとおりです。

環境関連法規等の遵守状況の評価の結果、適切に実行されていることを確認しました。
 なお、関係局より違反等の指摘はありませんでした。

また、自治会の再生資源(紙類)の収集に協力し、良好な関係にあります。

平成 23 年度 環境関連法規等一覧表兼遵守状況評価表

法規名	対象設備・品目・作業	管理項目	資格	担当部門	遵守状況の確認・評価
廃棄物処理法 東京都廃棄物条例 渋谷区清掃及びリサイクルに関する条例	産業廃棄物 事務機器類 ホルマリン廃液	処理・処分業者の許可書の確認 契約書の締結 マニフェストの発行 マニフェストの保管(A、B2、D、E各票を一組にして整理し保管) 保管期限は5年 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出(東京都環境局産業廃棄物対策課)	-	各事業部事務所施設管理担当 ホルマリンは環境事業部調査機材担当 保管は経営管理部	該当するものが発生していない
	一般廃棄物 可燃ゴミ(紙類、生ごみ、プラスチック) 不燃ゴミ(缶、金属、陶器) 資源ゴミ(ペットボトル、缶、ビン)	可燃ゴミ、不燃ゴミ、資源ゴミに分別し、渋谷区のルールに沿って所定の曜日、場所に排出する。 可燃ゴミについては重量を測定後に排出する。	-	各事業部事務所施設管理担当	
	再生資源 紙類(コピー用紙、新聞、雑誌、段ボール)	自治会集積場に適宜、排出(コピー用紙については重量測定後に排出) 機密書類は溶解処理とし、処理・処分業者と契約書の締結	-	各事業部事務所施設管理担当	
資源有効利用促進法 http://www.pc3r.jp/office/index.html	指定再資源化製品 パソコン	パソコンメーカーの受付窓口へ申し込み 契約書の締結、一般社団法人パソコン3R推進協会会員であるパソコンメーカーによるリサイクルの場合、マニフェストの起票・管理が不要、「資産減却報告書」(廃棄証明書)を受け取る。 上記以外の処理処分業者 契約書の締結、マニフェストの発行 マニフェストの保管(A、B2、D、E各票を一組にして整理し保管) 保管期限は5年	-	各事業部OA機器類担当 保管は経営管理部	該当するものが発生していない
家電リサイクル法 http://www.rkc.aeha.or.jp/index.html	冷蔵庫 エアコン テレビ	家電リサイクル券の保管、保管期限は3年	-	各事業部事務所施設管理担当 保管は経営管理部	該当するものが発生していない
消防法	消火器 防火発着機 煙探知機 ガス検知器	防火管理者の任命、消防計画の作成、消防訓練の企画 設置場所の表示、定期点検	-	オーナー	-
毒物・劇物取締法 PRTR法	ホルマリン (ホルムアルデヒド)	暗所に施錠管理、出し入れ数量管理、棚卸(1回/年) 表示:「医薬外用」の文字と、白地に赤文字で「劇物」の文字 MSDSの入手、取扱上の注意事項を表示 労働安全衛生法、消防法(指定可燃物)にも適用 PRTR法の第一種指定化学物質に該当	-	環境事業部調査機材担当	
館内規則	営繕設備 電灯、電話、電信の設置、撤去 電球、蛍光管のメンテナンス 冷暖房機のメンテナンス	電灯、電話、電信の引込架設、給排水設備の設置、移動並びに看板商号の記入、その他、これに類似の設備の設置又は変更する場合は、その都度予め書面で承諾を受けた上、費用を負担して協議の上着手するものとする。 電球、蛍光管の取替費用を負担すること。 冷暖房機のフィルターの清掃及び小修理を負担すること。	-	各事業部事務所施設管理担当 対外窓口は経営管理部	
	安全衛生 館内	館内に於いては、特に安全衛生に留意し震動、喧騒、不潔悪臭その他、他人に迷惑を及ぼす物品は一切建物内に持ち込まないこと。 共用部分を問わず建物内で動物を飼養しないこと。	-	各事業部事務所施設管理担当 対外窓口は経営管理部	
	共同使用部分	玄関、廊下、階段、非常口、バルコニー(ベランダ)その他の共同使用部分に物品を放置し(火災予防条例54条)、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしない。	-		
	廃棄物	ゴミその他の不要品の処理は、管理会社の指示に従うこととし、所定の場所以外にこれを放置したり捨てたりしないこと。また、ゴミは燃えるゴミ・燃えないゴミを必ず分別すること。 日常又は臨時の什器その他粗大ゴミ及び入退引越時の梱包材料、不用粗大ゴミ、屑類等は必ず処理すること。	-		
防火防犯	常に火災の予防に注意し、建物内で焚火又は吸殻、その他、発火のおそれのある塵芥等は必ず指定する場所に捨てること。 発火爆発のおそれある危険物は一切建物内に持ち込まないこと。 石油ストーブ、火鉢等を使用しないこと。 所定の場所以外で火気の取扱いはしないこと。 管理会社の承諾なく、電気の使用目的の変更、燭光等を変更しないこと。 館内に於いて出火発見の際は、直ちに通報した後、管理会社に通知すること。 防火扉、消火器、非常階段等の非常設備は平素よりこれを周知しておくこと。 防火防犯責任者1名、届け出ること。尚、非常時に於ける連絡先を管理会社に届けておくこと。 監督官庁よりの防災に対する指示事項並びに諸届出書類については協力すること。 館内設備の故障又は盗難等を発見した場合は直ちに管理会社に連絡すること。	-	各事業部事務所施設管理担当 対外窓口は経営管理部 防火防犯責任者:赤澤豊		

9. 代表者による見直し

社長の評価結果及び指示（平成 24 年 7 月 20 日）

エコアクション 21 環境活動は、セルコが職員に求める環境コンサルタントとして行動すべき内容と合致するものである。環境保全の達成が組織的連携と一人ひとりの意識に負うところが多いことから、各自が主体的、積極的に組織として取り組みを行うこと。

(1) 環境活動計画全般に関すること

エコアクション 21 環境活動は、2 期目を終え、具体的な数値の蓄積や活動を推進するにあたっての課題が明らかになってきた。

環境活動の効果を確実に上げるため、目標と評価の可視化を図ることが有効である。

本取組の最終年度である平成 25 年 6 月に向け、目標の設定と評価について可能なものは数値管理をすること。

また、進捗状況について中間評価を行い、必要に応じて是正や改善を行うこと。

(2) 環境活動計画に対する評価及び指示

1) 生物多様性の保全など自然共生社会の実現への寄与

生物多様性保全協会によるサイエンスアゴラ 2011 への出展や多摩川における外来植物駆除活動の支援は、生物多様性の保全に関する具体的な社会貢献活動として評価できる。今後は、参加者の拡大を図ること。

2) 従業員の教育

資格取得や自己研鑽については、教育を行う意図の理解や動機づけが乏しい部分があると評価される。

従業員の教育の効果は、資格取得者や講習会の参加者の人数のみではなく、キャリア形成が各自に課せられているという一人ひとりの意識の向上でも評価されるべきものである。具体的な活動内容とともに面談等を通じ定性的な評価も行うこと。

また、期間毎に活動内容を明確にし、計画的に行うこと。

3) 地域の環境活動等への参加と環境保全等の活動状況等の情報発信、普及啓発

地域の環境活動等に対する取組は、計画を踏まえて行なわれているが、活動計画の位置づけや効果の社会的意義が不明瞭である。

企業として取り組む範囲に定められたものはないが、環境活動としてセルコが何を推進すべきか、また、社会的な有効性はどうかを再検討し、年度目標の項目自体を再整理すること。

4) 電気の有効利用と使用量の削減

電気の使用量の削減等は、目標を達成し、評価される。

より細かな活動にも気楽に参加できるよう、計画を進めること。

5) 廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理の実施

廃棄物の減量化等は、目標を達成し、評価される。

節電同様により細かな活動にも気楽に参加できるように、計画を進めること。

(3) 環境関連法規等の遵守

環境関連法規等の遵守は当然のことであり、より高い倫理観をもって、今後も引き続き活動すること。

事故及び緊急時の対応の訓練は、実施期間を予め定めて実行すること。